

第31回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長：ただ今から、第31回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：新年明けましておめでとうございます。1年間よろしくをお願いいたします。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号については農地法第3条の許可申請なので本会議で審議します。

事務局：議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による露天資材置場用地としての農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

事務局：番号2 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による中古車両置場としての農地転用です。

<議案第2号番号2について説明>

事務局：番号3 令和7年12月22日受付

この申請は、昭和50年に売買による露天資材置場への農地転用です。

<議案第2号番号3について説明>

事務局：番号4 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による店舗(薬局)用地への農地転用です。

<議案第2号番号4について説明>

事務局：番号5 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による店舗(診療所)用地への農地転用です。

<議案第2号番号5について説明>

部会長：現地確認に行く前に何か質問はありますか。

<質疑応答>

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。
部会の意見をまとめたいと思います。

議案第1号 番号1については、3条申請なので、本会議で審査となります。

部会長 : 続きまして、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見なし) 許可相当

~~(意見あり) 不許可相当~~

部会としては、(許可・~~不許可~~) 相当といたします。

部会長 : 続きまして、議案第2号 番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見なし) 許可相当

~~(意見あり) 不許可相当~~

部会としては、(許可・~~不許可~~) 相当といたします。

部会長 : 続きまして、議案第2号 番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見なし) 許可相当

~~(意見あり) 不許可相当~~

部会としては、(許可・~~不許可~~) 相当といたします。

部会長 : 続きまして、議案第2号 番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見なし) 許可相当

~~(意見あり) 不許可相当~~

部会としては、(許可・~~不許可~~) 相当といたします。

部会長 : 続きまして、議案第2号 番号5についてご意見をお願いいたします。

(意見なし) 許可相当

~~(意見あり) 不許可相当~~

部会としては、(許可・~~不許可~~) 相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

第31回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局長：ただ今から、第31回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：新年おめでとうございます。農業関係の従事者には厳しい状況が続き不安定化しているが、良い年になることを願う。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 6番委員 7番委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第3条について説明いたします。

番号1 令和7年12月22日受付
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<議案第1号番号1について説明>

以上で議案第1号 番号1の説明は終わりです。

議 長：それでは、議案第1号番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5番委員：高齢者との売買契約を多く見るようになった。今回も高齢者からの土地の購入であり不安に思う。今後、申請に係わる契約時において、なにか発信した方が
良いのではないかと？

会長：このような申請は増えて行くと思う。今後、申請時の手順を確認する必要がある。

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり
許可 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり **許可** と決定いたします。

議長：次に、議案第2号各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による露天資材置場用地としての農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

以上で議案第2号番号1の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり **許可相当** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議長：続けて事務局から説明をお願いいたします。

事務局：番号2 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による中古車両置場としての農地転用です。

<議案第2号番号2について説明>

以上で議案第2号番号2の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第 2 号 番号 2 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 2 について、原案のとおり
許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号 2 は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 続けて事務局から説明をお願いします。

事務局 : 番号 3 令和 7 年 12 月 22 日受付
この申請は、売買による露天資材置場への農地転用です。

<議案第 2 号番号 3 について説明>

以上で議案第 2 号番号 3 の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第 2 号 番号 3 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 3 について、原案のとおり
許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号3は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 続けて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 番号4 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による店舗（薬局）用地への農地転用です。

<議案第2号番号4について説明>

以上で議案第2号番号4の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第2号 番号4について審議を行います。

この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり **許可相当** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号4は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 続けて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 番号5 令和7年12月22日受付

この申請は、売買による店舗（診療所）用地への農地転用です。

<議案第2号番号5について説明>

以上で議案第2号番号5の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第2号 番号5について審議を行います。

この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号5について、原案のとおり
許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号5は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については、
相続で6件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況については、
1件受理しております。

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況については、
3件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手
願います。

<質疑応答>

それでは、報告事項について終了とします。

議長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 ○令和8年度 意見書に対しての町からの回答について

議長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。